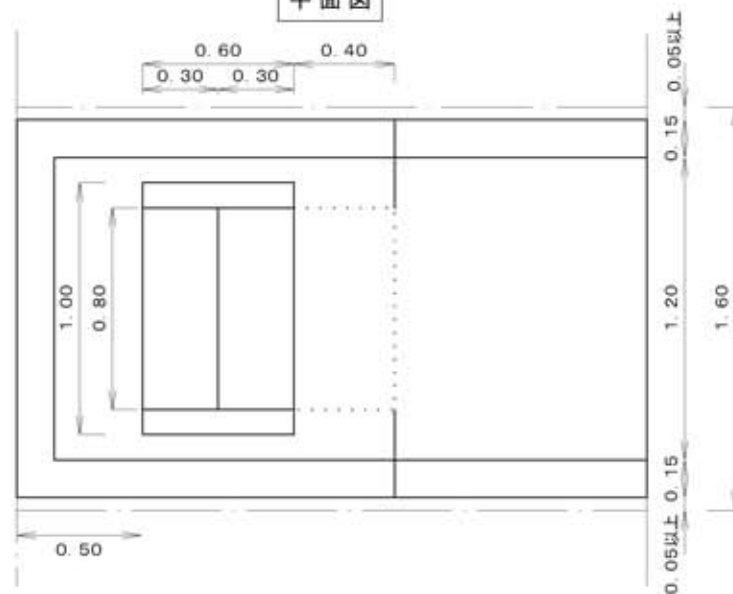
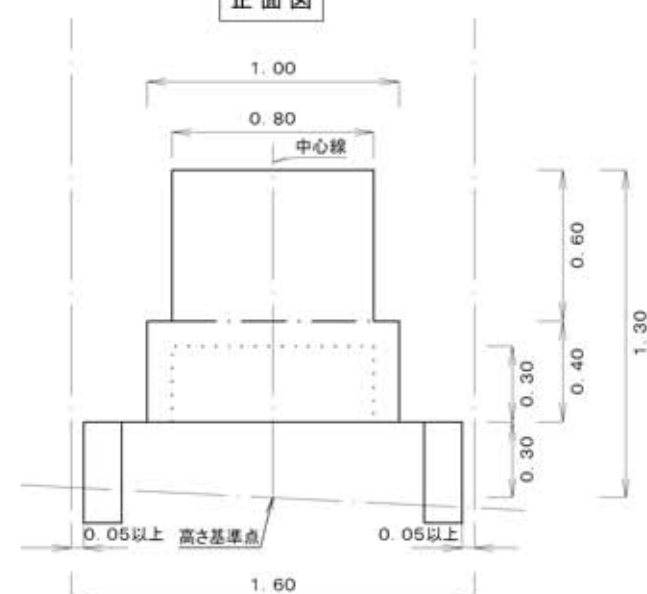


岩出市営 根来公園墓地

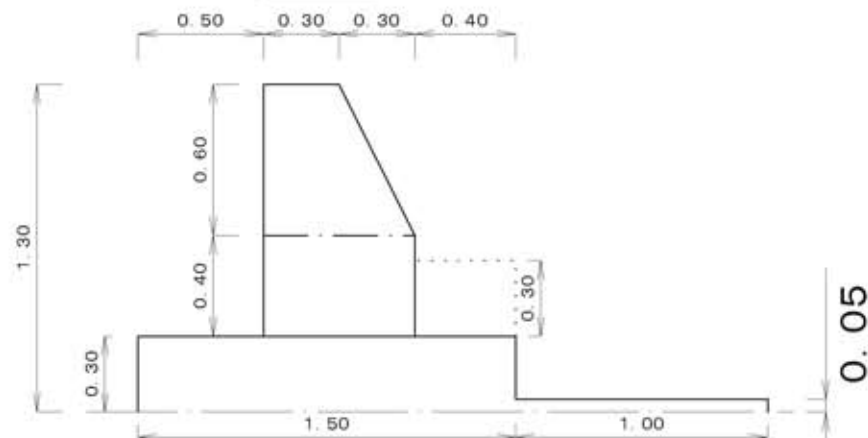
平面図



正面図



側面図



洋型墓石専用区画 制限事項

- 1 墓石寸法は、図面記載の数値以内とする。(単位:m)
- 2 点線の範囲内には、花立て、ろうそく立て、線香立て、水鉢、献花台等を設置することが出来る。
- 3 霊標、墓誌等を設置する場合その寸法は、高さ(基準点から)0.8m、幅0.8m、厚み0.2m(幅、厚みは脚、台等を含む)以内とし、巻き石、囲障より内側に設置すること。
- 4 五輪塔、水子地藏等を設置する場合その寸法は、高さ(基準点から)0.8m、幅0.3m、奥行0.3m(幅、奥行は脚、台等を含む)以内とし、巻き石、囲障より内側に設置すること。
- 5 墓石背後には塔婆立てのみ設置することが出来る。ただし容易に取り外しが出来る簡易な造りとし、高さ(基準点から)1.0m以内とする。
- 6 カロート(納骨室)を地中に設ける場合は、カロート内に浸水する可能性のあることを十分理解し、使用者において責任を持つこと。
- 7 墓地内には、芝草類以外の植物を植えてはならない。
- 8 墓地内に芝草類を植える場合は、他の区画又は墓園の施設の迷惑とならないように、使用者において十分管理を行うこと。
- 9 この図面に記載のない項目は、係員と相談し指示を受けること。

縮尺 1/30 (A4版)